別紙

令和８年度魅力創出販売会開催業務　仕様書

１　委託業務の名称

令和８年度魅力創出販売会開催業務

２　契約期間

契約締結の日から令和９年１月３１日まで

３　業務目的

県内の食産業関連事業者等のうち、小規模事業者等を対象とした販売会を開催することにより、事業者の販売力強化と商品の認知度向上を図る。また、販売会の参加を通じて、事業者が消費者ニーズ・商品課題等を把握し、今後の販売戦略や商品改善等に活用することで、県産品の商品価値向上を推進するもの。

※　本業務における小規模事業者等とは、まだ広く認知されていないが、個性・魅力ある商品等を製造・販売する事業者等で、小ロット生産により対外的な販路が限定されていたり、各種催事等への出店経験が少ないが、自社商品の認知度向上や販路拡大、商品改善等に対し、意欲の高い事業者を想定している。

４　業務内容

県内の主要交通拠点であり、県内外の人流の多い仙台駅において、宮城県産品の魅力を多くの消費者に訴求するため、県内食産業関連事業者等が対面販売できる販売会を実施すること。

なお、販売会の企画・運営に係る全ての事務及び会場使用・設営等に係る諸経費は全て委託費に含むものとする。業務の内容は次のとおり。

（１）　販売会の概要

項目	内容
コンセプト	県内外の人流の多い仙台駅において、出張や観光客には「買って帰りたい、広めたい」、県民の方には「新しい宮城県産品と出会えた、宮城県の魅力を再発見した」と感じていただけるよう、まだ広く知られていない個性ある食産業関連小規模事業者等やその商品の魅力を発信し、認知度の向上を図る。
販売会名称及びキャッチフレーズ	「みやぎの推しグルメ～あなたが選ぶ！みやぎの逸品フェア！～」とする。
開催日程	①令和８年１０月２日（金）～４日（日）＜３日間＞ ②令和８年１１月６日（金）～８日（日）＜３日間＞ 販売時間は、各日午前１０時から午後８時まで（最終日は午後７時まで）

開催場所	ＪＲ仙台駅２階ハレまちコート ※　上記開催日程・場所で実施予定（会場側と県が調整済み）
出店者 出店者数（予定）	県内の食産業関連事業者及び団体等 １６事業者・団体程度×２回　計３２事業者・団体程度（延べ数）
販売商品	宮城県産品（農林水産物、加工食品、酒等）
その他	受注者が、出店者から販売手数料や参加料等の費用を徴することは認めない（開催場所の管理者が徴する販売手数料を除く）。

（２）　出店者募集及び選定

ア　出店者募集開始（令和８年６月下旬から７月上旬頃予定）の１週間前までに、チラシ、要領及び申込書を作成の上、販売会２回開催分の出店者を募集し、出店申込の受付及び取りまとめを行うこと。

なお、チラシ及び申込書については、発注者と協議の上、作成すること。

イ　出店者の募集方法については、受注者が提案すること。

ウ　出店者選定に必要な情報※が記載された出店申込リストを作成し、発注者に提出すること。

出店申込リスト作成にあたっては、本業務の目的を踏まえ、出店申込のほか、発注者が指定した事業者を含むこともある。また、受注者が指定した事業者についても、リストに含むことを妨げないものとする。

※選定に必要な情報（一例）

・事業者名、所在地

・ＦＣＰ展示会・商談会シート

・商品ジャンル、販売商品例

・小規模事業者に該当するか（本業務目的に合致する小規模事業者等に該当するか）

・仙台駅やその他催事の出店経験の有無

・商品バランス

エ　出店者決定は、出店申込リストをもとに発注者が行うものとする。

オ　出店者決定後、出店者及び商品リストを作成し、各販売会開催の１か月前までに、発注者へ提出すること。

（３）　販売ブースの運営、装飾及び設置

ア　運営

（ア）　開催場所の管理者や出店者等と必要な調整を行い、円滑なイベント運営を実施すること。

（イ）　発注者や開催場所の管理者、出店者等との事前・事後も含めた連絡調整、販売ブースの運営・統括を行うためのスタッフを配置すること。

（ウ）　受注者は、出店者と調整の上、販売ブースの円滑な運営に向け、適切な人数の販売

員を配置すること。

なお、出店者が別途販売員を配置する場合、その販売員の人件費や旅費については、委託費に含まない。

イ　装飾及び設置

（ア）　本業務の目的及びコンセプトを踏まえ、宮城県の食や県産品の魅力をアピールするレイアウトを提案すること。また、装飾デザインは別紙１のキービジュアルを基本とし、会場装飾を実施すること。

なお、必要な什器や備品等については、開催場所の管理者及び出店者と協議し、手配及び配置すること。

各販売会開催の２週間前までに、会場装飾等の制作物を発注者へ電子データにて納品すること。

（イ）　冷蔵・冷凍ケース（外形寸法 W1,800㎜×D900㎜×H1,180㎜ を目安とする）は、販売会１回当たり８台までの利用とし、販売される宮城県産品の温度帯等に応じ、必要な数の冷蔵・冷凍ケースを設置すること。

（4）　商品購入者等アンケート及びプレゼントキャンペーン

ア　商品購入者等に対して、商品を購入した理由や商品の課題点等、出店者の今後の販売戦略や商品の改善等につながるような意見・感想を聞き取るためのアンケートを実施すること。また、実施結果は取りまとめの上、各販売会開催の３週間後までに、電子メールにより発注者に報告するとともに、出店者に対しても、フィードバックを実施すること。

イ　アンケート項目及び実施方法について、効果的な手法を提案すること。

なお、実際のアンケート項目の調整は受注者が行い、発注者と協議の上、決定すること。

ウ　アンケートについて、回答数を増やすことを目的にした、商品購入者等を対象としたプレゼントキャンペーンを販売会開催ごとに実施する手法を提案すること。

エ　プレゼントキャンペーン当選者に進呈するプレゼント品は、原則、販売会に出品された商品とし、発注者との協議の上で決定し、受注者が購入すること。プレゼント品購入先との調整は受注者が行い、購入に要する経費は、受注者が委託費から支払うこと。プレゼントキャンペーン当選者１人当たりのプレゼント単価は3,000円程度とし、発送費は別途委託費に含むものとする。

プレゼントキャンペーン１回につき当選者１０人分を手配することを想定する。ただし、発注者と受注者の協議により、プレゼント単価を勘案して当選者数を調整できるものとする。

オ　商品購入者等アンケートの回答者の中から、抽選により当選者を選定する手法を提案すること。選定した当選者に対して当選連絡を行い、プレゼント品の送付先情報を収集すること。

カ　オで収集した送付先宛てにプレゼント品を発送すること。プレゼントの発送は、受注者を経由せずに、プレゼント品購入先から直接当選者に送付することを認めるが、発送に係るプレゼント品購入先との調整は受注者が行うこと。

（5）　独自提案

本業務の目的に合致し、集客等事業効果を更に高めることに資する企画を提案することとし、実施に当たっては、その企画内容について発注者と協議すること。

（6）　広報宣伝

ア　販売会の開催について、メディア訪問、ＳＮＳの活用等様々な方法で周知を行い、効果的な情報の拡散と販売会への誘客を図ること。広報宣伝に係る媒体及び時期等は提案すること。

イ　販売会来場者に対し、販売会出店者等を紹介する広報を実施すること。

ウ　販売会のポスターやチラシ、ＰＯＰ等を作成し、集客に効果的な場所や販売会会場等で配架すること。

（7）　出店者アンケート

ア　各出店者に対してアンケートを実施すること。アンケートの項目は、販売会での販売状況や今後の要望等についての情報・意見等を収集できるものとし、実施結果は取りまとめの上、各販売会開催の３週間後までに、電子メールにより発注者に報告すること。

イ　アンケート項目の調整は受注者が行い、発注者と協議の上、決定すること。

（8）　業務実績報告

業務完了後は速やかに業務完了報告書を指定様式で郵送により発注者に提出すること。加えて、委託期間を通じた業務実施結果及び業務運営を通じて見出された、今後の販売会事業の課題等をまとめた実績報告書を作成し、郵送及びＰＤＦ形式で電子メールにより発注者に提出すること。

５　成果物

（1）　提出物

提出物名称	様式・提出数	提出方法	提出期限
出店募集チラシ及び申込書	任意様式・電子データ	電子メール	出店者募集開始１週間前
出店者及び商品リスト	任意様式・電子データ	電子メール	各販売会開催４週間前
会場装飾等の制作物	任意様式・電子データ	電子メール	各販売会開催２週間前
商品購入者等アンケート結果	任意様式・電子データ	電子メール	各販売会開催３週間後
出店者アンケート結果	任意様式・電子データ	電子メール	各販売会開催３週間後
業務完了報告書	指定様式・紙媒体１部	郵送	令和９年１月３１日
実績報告書	任意様式Ａ４判・紙媒体３部及び電子データ	郵送及び電子メール	令和９年１月３１日

（2）　提出先

宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班

〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

電子メール：s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

６　留意事項

（1）　本業務の実施体制について、再委託の有無を含めて企画提案書に記載すること。再委託する場合は、再委託先の名称、住所、再委託理由、再委託予定金額、業務の役割分担及び業務の履行能力等についても企画提案書に記載すること。

（2）　本業務の実施に当たっては、関係法令を順守するとともに、本業務による成果物については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。

（3）　成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。また、成果物に係る著作者人格権について、受注者は、発注者が認めた場合を除き行使できないものとする。

（4）　受注者は、この業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（5）　受注者は、この業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

（6）　受注者は、業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容について確認を行うこと。

（7）　本仕様書に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。ただし、本仕様書に明記のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

別紙１

＜キービジュアル例＞

※令和７年度実施時のもの

＜参考：令和７年度実施時＞

※R8. 2. 15 撮影　仙台駅２階中央改札前コンコース